

昭和学院短期大学教職課程履修規程

平成 18 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 29 年 3 月 3 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、学則第 38 条第 4 項の規定により、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、本学における教職課程の履修に関する事項を定めることを目的とする。

(免許)

第 2 条 本学において取得申請できる免許状の種類は、第一号、第二号、第三号に掲げるとおりとする。

- 一 人間生活学科生活クリエイション専攻 中学校教諭 2 種免許状(家庭)
- 二 同 こども発達専攻 幼稚園教諭 2 種免許状
- 三 ヘルスケア栄養学科 栄養教諭 2 種免許状

(教職課程の履修費)

第 3 条 学則別表第 2 に定める教職に関する専門科目を履修する者は、所定の期日までに各免許に応じた教職課程履修費を納入しなければならない。

(教員免許状取得に関する授業科目及び単位の取得)

第 4 条 教職課程を履修する者は、学則第 35 条の卒業要件によるほか、教育職員免許法施行規則に定める教育内容に基づく授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

2 教職課程の授業科目の種類、単位数等は学則別表第 2 のとおりとする。

(教育実習の履修)

第 5 条 教育実習の履修については、別に定める。

(細則)

第 6 条 この規程の施行に必要な細則は、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。